

福祉環境委員会

令和元年 6 月 28 日 (金)
9 時 00 分～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委 員】柳楽委員長、上野副委員長

村武委員、布施委員、芦谷委員、田畑委員、澁谷委員、西村委員

【議 長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

近重副市長

〔健康福祉部〕前木健康福祉部長、井上地域福祉課長、久保健康医療対策課長、

~~湯浅健康医療対策課副参事~~、河上子育て支援課長

〔市民生活部〕斗光市民生活部長、猪木迫保険年金課長、塙総合窓口課長、野田環境課長、

森脇税務課長、土谷資産税課長

〔金城支所〕吉永金城支所長、大崎金城支所市民福祉課長

〔旭 支 所〕塚田旭支所長、西川旭支所市民福祉課長

〔弥栄支所〕岩田弥栄支所長、木屋弥栄支所市民福祉課長

〔三隅支所〕田城三隅支所長、白根三隅支所市民福祉課長

〔上下水道部〕坂田上下水道部長、坂田管理課長、新森工務課長、櫻木下水道課長

【事務局】新開書記

議 題

1 請願者意見聴取

請願第 4 号 (仮称) 新浜田ウインドファーム発電事業に関する請願について

2 議案審査

議案第 41 号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について 【子育て支援課】

議案第 43 号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 【金城支所市民福祉課他】

3 請願審査

請願第 4 号 (仮称) 新浜田ウインドファーム発電事業に関する請願について

請願第 6 号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則 1 割」の継続を求める意見書の提出について

4 陳情審査

陳情第 92 号 病児保育の補助金の返還についての状況説明を求める陳情について (継続審査)

陳情第 105 号 病児保育の補助金返還について従業員に聞き取りを求める陳情について

5 執行部報告事項

(1) プレミアム付商品券「浜田市トクトク商品券」について

【地域福祉課】

(次頁へ)

- (2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について 【子育て支援課】
- (3) 令和元年度 浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について 【保険年金課】
- (4) (仮称) 益田匹見ウィンドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧について 【環境課】
- (5) 令和元年度 個人市民税の当初賦課の状況について 【税務課】
- (6) 平成 30 年度 市税徴収率について 【税務課】
- (7) 浜田市三隅デイサービスセンターの指定管理者の募集について 【三隅支所市民福祉課】
- (8) その他
(配布物)
 - ・ 浜田市人口状況 (平成 31 年 2 月末～平成 31 年 4 月末) 【総合窓口課】

6 所管事務調査

- (1) 福祉委員の活動状況等について 【地域福祉課】
- (2) がん検診の現状と受診率向上の取組について 【健康医療対策課】
- (3) 浜田市子育て支援センター建設の検討状況について 【子育て支援課】

7 政策討論会について

8 その他

令和元年 6 月浜田市議会定例会議 条例議案新旧対照表

（福祉環境委員会）

新 旧 対 照 表 の 見 方

- 1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。
- 2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。
 - (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
 - (2) 改正のある条のみ表記
 - (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
 - (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>●●●●</u> とする。 2 〔略〕	（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議案第41号	浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 について	…	1ページ
議案第43号	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部 を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革 を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について	…	4ページ

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年浜田市条例第33号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（保育所等との連携） 第7条 〔略〕 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しない<u>ことが</u>_____できる。 (1)・(2) 〔略〕 3 〔略〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 （食事の提供の特例） 第17条 〔略〕	（保育所等との連携） 第7条 〔略〕 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しない<u>ことと</u><u>することが</u>できる。 (1)・(2) 〔略〕 3 〔略〕 <u>4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> <u>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u> <u>(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u> （食事の提供の特例） 第17条 〔略〕

現行	改正後（案）
2 搬入施設は、次の各号のいずれかの施設とする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>乳幼児</u>の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。） （居宅訪問型保育事業） 第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1) 〔略〕 (2) 子ども・子育て支援法<u>（平成24年法律第65号）</u>第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 (3)・(4) 〔略〕 （連携施設に関する特例） 第46条 〔略〕 〔新設〕	2 搬入施設は、次の各号のいずれかの施設とする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>利用乳幼児</u>の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る_____。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。） （居宅訪問型保育事業） 第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1) 〔略〕 (2) 子ども・子育て支援法_____第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 (3)・(4) 〔略〕 （連携施設に関する特例） 第46条 〔略〕 2 <u>保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u>

現行	改正後（案）
附 則 1・2 〔略〕 3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。 （連携施設に関する経過措置） 4 家庭的保育事業者等 _____ は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5～10 〔略〕	附 則 1・2 〔略〕 3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業 _____ の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。 （連携施設に関する経過措置） 4 家庭的保育事業者等 （特例保育所型事業所内保育事業者を除く。） _____ は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5～10 〔略〕

浜田市金城老人福祉センター条例（平成 17 年浜田市条例第 137 号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行					改正後（案）				
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）				
時間 区分	午前9時～午後1時まで	午後1時～午後5時まで	昼間 午前9時～午後5時まで	超過料金	時間 区分	午前9時～午後1時まで	午後1時～午後5時まで	昼間 午前9時～午後5時まで	超過料金
集会室	<u>540円</u>	<u>648円</u>	<u>1,080円</u>	<u>216円</u>	集会室	<u>550円</u>	<u>660円</u>	<u>1,100円</u>	<u>220円</u>
娯楽室	<u>108円</u>	<u>216円</u>	<u>216円</u>	53円	娯楽室	<u>110円</u>	<u>220円</u>	<u>220円</u>	53円
種類	使用料	備考			種類	使用料	備考		
冷房	<u>216円</u>	1室半日当たり			冷房	<u>220円</u>	1室半日当たり		
暖房	<u>432円</u>	〃			暖房	<u>440円</u>	〃		

浜田市弥栄老人福祉センター条例（平成 17 年浜田市条例第 138 号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行					改正後（案）				
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）				
区分	時間 午前8時30分～午後1時まで	午後1時～午後5時まで	午後5時から午後9時まで	超過料金 30分ごとに	区分	時間 午前8時30分～午後1時まで	午後1時～午後5時まで	午後5時から午後9時まで	超過料金 30分ごとに
教養娯楽室1（8畳）	<u>610円</u>	<u>610円</u>	<u>610円</u>	200円	教養娯楽室1（8畳）	<u>620円</u>	<u>620円</u>	<u>620円</u>	200円
教養娯楽室2（8畳）	<u>610円</u>	<u>610円</u>	<u>610円</u>	200円	教養娯楽室2（8畳）	<u>620円</u>	<u>620円</u>	<u>620円</u>	200円
集会室	<u>1,020円</u>	<u>1,020円</u>	<u>1,020円</u>	200円	集会室	<u>1,030円</u>	<u>1,030円</u>	<u>1,030円</u>	200円
〔略〕					〔略〕				
全館	<u>3,080円</u>	<u>3,080円</u>	<u>3,080円</u>	410円	全館	<u>3,130円</u>	<u>3,130円</u>	<u>3,130円</u>	410円

浜田市三隅老人福祉センター条例（平成17年浜田市条例第277号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行					改正後（案）				
別表（第12条関係）					別表（第12条関係）				
時間 区分	午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	超過料金	時間 区分	午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	超過料金
〔略〕					〔略〕				
研修室2（10 畳）	410円	510円	<u>820</u> 円	200円	研修室2（10 畳）	410円	510円	<u>830</u> 円	200円
研修室3（10 畳）	410円	510円	<u>820</u> 円	200円	研修室3（10 畳）	410円	510円	<u>830</u> 円	200円
〔略〕					〔略〕				
集会室	<u>610</u> 円	<u>720</u> 円	<u>1,230</u> 円	300円	集会室	<u>620</u> 円	<u>730</u> 円	<u>1,250</u> 円	300円
種類	利用料金		備考		種類	利用料金		備考	
冷房	<u>610</u> 円		1室につき半日当たり		冷房	<u>620</u> 円		1室につき半日当たり	
暖房	<u>610</u> 円		〃		暖房	<u>620</u> 円		〃	

浜田市金城高齢者生活福祉センター条例（平成 17 年浜田市条例第 278 号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行					改正後（案）				
別表第1（第15条関係）					別表第1（第15条関係）				
種別	基準額				種別	基準額			
	午前8時30分から午後5時30分までの間における利用の場合		午前8時30分まで及び午後5時30分以降の利用の場合			午前8時30分から午後5時30分までの間における利用の場合		午前8時30分まで及び午後5時30分以降の利用の場合	
	基本利用料金（4時間まで）	追加利用料金（4時間を超える1時間までごとに）	基本利用料金（4時間まで）	追加利用料金（4時間を超える1時間までごとに）		基本利用料金（4時間まで）	追加利用料金（4時間を超える1時間までごとに）	基本利用料金（4時間まで）	追加利用料金（4時間を超える1時間までごとに）
多目的ホール	<u>2,160円</u>	<u>540円</u>	<u>4,320円</u>	<u>1,080円</u>	多目的ホール	<u>2,200円</u>	<u>550円</u>	<u>4,400円</u>	<u>1,100円</u>
研修室兼会議室	<u>2,160円</u>	<u>540円</u>	<u>4,320円</u>	<u>1,080円</u>	研修室兼会議室	<u>2,200円</u>	<u>550円</u>	<u>4,400円</u>	<u>1,100円</u>
その他の部屋（1室につき）	<u>1,080円</u>	<u>216円</u>	<u>1,620円</u>	<u>432円</u>	その他の部屋（1室につき）	<u>1,100円</u>	<u>220円</u>	<u>1,650円</u>	<u>440円</u>

浜田市老人憩いの家条例（平成 17 年浜田市条例第 148 号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行					改正後（案）				
別表（第7条関係）					別表（第7条関係）				
時間 区分	午前 8 時 30 分から午後 1時まで	午後 1 時 か ら 午後 5 時 まで	午後 5 時 か ら 午後 9 時 まで	超過料金 30 分 ごと に	時間 区分	午前 8 時 30 分から午後 1時まで	午後 1 時 か ら 午後 5 時 まで	午後 5 時 か ら 午後 9 時 まで	超過料金 30 分 ごと に
休養室（各 室）	<u>610円</u>	<u>610円</u>	<u>610円</u>	200円	休養室（各 室）	<u>620円</u>	<u>620円</u>	<u>620円</u>	200円
集会室	<u>920円</u>	<u>920円</u>	<u>920円</u>	200円	集会室	<u>930円</u>	<u>930円</u>	<u>930円</u>	200円
炊事場	<u>1, 020円</u>	<u>1, 020円</u>	<u>1, 020円</u>	300円	炊事場	<u>1, 030円</u>	<u>1, 030円</u>	<u>1, 030円</u>	300円
全館	<u>4, 110円</u>	<u>4, 110円</u>	<u>4, 110円</u>	410円	全館	<u>4, 180円</u>	<u>4, 180円</u>	<u>4, 180円</u>	410円
2 慶弔についての使用は1日当たり <u>30, 850円</u> とし、1日増すごとに <u>10, 280円</u> を加算する。					2 慶弔についての使用は1日当たり <u>31, 420円</u> とし、1日増すごとに <u>10, 470円</u> を加算する。				

浜田市国民健康保険診療所使用料及び手数料条例（平成 17 年浜田市条例第 153 号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（使用料及び手数料の徴収） 第2条 〔略〕 2 〔略〕 3 診断書、証明書等の交付手数料は、次のとおりとする。 (1) 健康診断書料 1件につき <u>3,080円</u> (2) 死亡診断書料 1件につき <u>5,140円</u> (3) 死体検案書料 1件につき <u>10,280円</u> (4) 特殊診断書料 1件につき <u>5,140円</u> <u>(5) 傷害年金診断書料 1件につき 3,080円</u> <u>(6)</u> 〔略〕 4 〔略〕	（使用料及び手数料の徴収） 第2条 〔略〕 2 〔略〕 3 診断書、証明書等の交付手数料は、次のとおりとする。 (1) 健康診断書料 1件につき <u>3,130円</u> (2) 死亡診断書料 1件につき <u>5,230円</u> (3) 死体検案書料 1件につき <u>10,470円</u> (4) 特殊診断書料 1件につき <u>5,230円</u> 〔削る〕 <u>(5)</u> 〔略〕 4 〔略〕

浜田市休日応急診療所条例（平成 17 年浜田市条例第 155 号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（使用料及び手数料の徴収） 第5条 〔略〕 2 〔略〕 3 診断書、証明書等の交付手数料は、次のとおりとする。 （1） 〔略〕 （2） 死亡診断書 1通につき <u>5,140円</u> 4 〔略〕	（使用料及び手数料の徴収） 第5条 〔略〕 2 〔略〕 3 診断書、証明書等の交付手数料は、次のとおりとする。 （1） 〔略〕 （2） 死亡診断書 1通につき <u>5,230円</u> 4 〔略〕

浜田市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 157 号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行				改正後（案）			
別表（第14条関係）				別表（第14条関係）			
〔略〕				〔略〕			
犬、猫等の死体		1体につき	<u>540円</u>	犬、猫等の死体		1体につき	<u>550円</u>
胎盤		1体につき	<u>2,160円</u>	胎盤		1体につき	<u>2,200円</u>
その他の一般廃棄物	家庭生活に伴い生じたもの	可燃ごみ袋（大） 10袋につき	<u>432円</u>	その他の一般廃棄物	家庭生活に伴い生じたもの	可燃ごみ袋（大） 10袋につき	<u>440円</u>
		〃 （中） 〃	<u>324円</u>			〃 （中） 〃	<u>330円</u>
		〃 （小） 〃	<u>216円</u>			〃 （小） 〃	<u>220円</u>
		不燃ごみ袋（大） 〃	<u>432円</u>			不燃ごみ袋（大） 〃	<u>440円</u>
		〃 （中） 〃	<u>324円</u>			〃 （中） 〃	<u>330円</u>
		〃 （小） 〃	<u>216円</u>			〃 （小） 〃	<u>220円</u>
		〃 （極小） 〃	<u>108円</u>			〃 （極小） 〃	<u>110円</u>
		ペット・プラごみ袋（大） 〃	<u>216円</u>			ペット・プラごみ袋（大） 〃	<u>220円</u>
		〃 （中） 〃	<u>161円</u>			〃 （中） 〃	<u>163円</u>
		缶ごみ袋 （大） 〃	<u>216円</u>			缶ごみ袋 （大） 〃	<u>220円</u>

現行				改正後（案）			
		〃 (中) 〃	<u>161円</u>			〃 (中) 〃	<u>163円</u>
		びんごみ袋 (中) 〃	<u>161円</u>			びんごみ袋 (中) 〃	<u>163円</u>
		〃 (小) 〃	<u>108円</u>			〃 (小) 〃	<u>110円</u>
		粗大ごみシール 1枚につき	<u>250円</u>			粗大ごみシール 1枚につき	<u>254円</u>
	事業活動に伴い生じたもの	可燃ごみ袋 (大) 10袋につき	<u>864円</u>		事業活動に伴い生じたもの	可燃ごみ袋 (大) 10袋につき	<u>880円</u>
		不燃ごみ袋 (大) 〃	<u>864円</u>			不燃ごみ袋 (大) 〃	<u>880円</u>
		資源ごみ袋 (大) 〃	<u>432円</u>			資源ごみ袋 (大) 〃	<u>440円</u>

浜田市不燃ごみ処理施設条例（平成 17 年浜田市条例第 161 号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（処理手数料） 第8条 不燃ごみ処理施設に不燃ごみを直接搬入する際に徴収する処理手数料の額は、次に掲げるとおりとする。 （1）〔略〕 （2）事業系直接搬入不燃ごみ 10kg（搬入量が10kgに満たないときは、10kgとする。）当たり <u>150円</u> 2・3 〔略〕	（処理手数料） 第8条 不燃ごみ処理施設に不燃ごみを直接搬入する際に徴収する処理手数料の額は、次に掲げるとおりとする。 （1）〔略〕 （2）事業系直接搬入不燃ごみ 10kg（搬入量が10kgに満たないときは、10kgとする。）当たり <u>152円</u> 2・3 〔略〕

浜田市し尿処理施設条例（平成 17 年浜田市条例第 162 号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（処理手数料） 第8条 浜田浄苑にし尿等を搬入する際に徴収する処理手数料の額は、し尿等18リットル（搬入量が18リットルに満たないときは、18リットルとする。）当たり<u>10.8円</u>とする。この場合において、処理手数料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。 2～4 〔略〕	（処理手数料） 第8条 浜田浄苑にし尿等を搬入する際に徴収する処理手数料の額は、し尿等18リットル（搬入量が18リットルに満たないときは、18リットルとする。）当たり<u>11円</u>とする。この場合において、処理手数料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。 2～4 〔略〕

浜田市公共下水道使用料条例（平成 17 年浜田市条例第 234 号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行				改正後（案）			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
〔略〕				〔略〕			
一般汚水	基本料金	10立方メートルまでの分	<u>1,620円</u>	一般汚水	基本料金	10立方メートルまでの分	<u>1,650円</u>
	超 過 料 金 （1立方メ ートルに つき）	10立方メートルを超え20立方 メートルまでの分	<u>135円</u>		超 過 料 金 （1立方メ ートルに つき）	10立方メートルを超え20立方 メートルまでの分	<u>137.5円</u>
		20立方メートルを超える分	<u>210.6円</u>			20立方メートルを超える分	<u>214.5円</u>
公衆浴場 等汚水	1立方メートルにつき		<u>97.2円</u>	公衆浴場 等汚水	1立方メートルにつき		<u>99円</u>
〔略〕				〔略〕			
13mm	<u>118.8円</u>	30mm	<u>216円</u>	13mm	<u>121円</u>	30mm	<u>220円</u>
20mm	<u>162円</u>	40mm	<u>432円</u>	20mm	<u>165円</u>	40mm	<u>440円</u>
25mm	<u>183.6円</u>	50mm	<u>1,652.4円</u>	25mm	<u>187円</u>	50mm	<u>1,683円</u>
				附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。 （公共下水道、集落排水処理施設及び個別浄化槽に係る使用料並びに 水道料金に関する経過措置）			

現行	改正後（案）
	2 施行日前から継続している公共下水道、集落排水処理施設若しくは個別浄化槽の使用又は継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料又は水道料金（以下この項においてこれらを「料金」という。）の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である公共下水道、集落排水処理施設、個別浄化槽又は水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。以下この項において同じ。）で除し、これに前回確定日から同年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、この条例による改正後の浜田市公共下水道使用料条例別表の規定、浜田市集落排水処理施設使用料条例別表の規定、浜田市個別浄化槽条例別表並びに浜田市水道給水条例第27条及び附則第7項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

浜田市集落排水処理施設使用料条例（平成 17 年浜田市条例第 237 号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行				改正後（案）			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
〔略〕				〔略〕			
一般汚水	基本料金	10立方メートルまでの分	<u>1,620円</u>	一般汚水	基本料金	10立方メートルまでの分	<u>1,650円</u>
	超 過 料 金 （1立方メ ートルに つき）	10立方メートルを超え20立方 メートルまでの分	<u>135円</u>		超 過 料 金 （1立方メ ートルに つき）	10立方メートルを超え20立方 メートルまでの分	<u>137.5円</u>
		20立方メートルを超える分	<u>210.6円</u>			20立方メートルを超える分	<u>214.5円</u>
公衆浴場 等汚水	1立方メートルにつき		<u>97.2円</u>	公衆浴場 等汚水	1立方メートルにつき		<u>99円</u>
〔略〕				〔略〕			
13mm	<u>118.8円</u>	30mm	<u>216円</u>	13mm	<u>121円</u>	30mm	<u>220円</u>
20mm	<u>162円</u>	40mm	<u>432円</u>	20mm	<u>165円</u>	40mm	<u>440円</u>
25mm	<u>183.6円</u>	50mm	<u>1,652.4円</u>	25mm	<u>187円</u>	50mm	<u>1,683円</u>
				附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。 （公共下水道、集落排水処理施設及び個別浄化槽に係る使用料並びに 水道料金に関する経過措置）			

現行	改正後（案）
	2 施行日前から継続している公共下水道、集落排水処理施設若しくは個別浄化槽の使用又は継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料又は水道料金（以下この項においてこれらを「料金」という。）の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である公共下水道、集落排水処理施設、個別浄化槽又は水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。以下この項において同じ。）で除し、これに前回確定日から同年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、この条例による改正後の浜田市公共下水道使用料条例別表の規定、浜田市集落排水処理施設使用料条例別表の規定、浜田市個別浄化槽条例別表並びに浜田市水道給水条例第27条及び附則第7項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

浜田市個別浄化槽条例（平成 17 年浜田市条例第 241 号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行				改正後（案）			
別表（第14条関係）				別表（第14条関係）			
〔略〕				〔略〕			
一般汚水	基本料金	10立方メートルまでの分		10立方メートルまでの分		1, 620円	
	超 過 料 金 （1立方メ ートルに つき）	10立方メートルを超え20立方 メートルまでの分		10立方メートルを超え20立方 メートルまでの分		135円	
		20立方メートルを超える分		20立方メートルを超える分		210. 6円	
公 衆 浴 場 等汚水	1立方メートルにつき				97. 2円		
〔略〕				〔略〕			
13mm	118. 8円	30mm	216円				
20mm	162円	40mm	432円				
25mm	183. 6円	50mm	1, 652. 4円				
				附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。 （公共下水道、集落排水処理施設及び個別浄化槽に係る使用料並びに 水道料金に関する経過措置）			

現行	改正後（案）
	2 施行日前から継続している公共下水道、集落排水処理施設若しくは個別浄化槽の使用又は継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料又は水道料金（以下この項においてこれらを「料金」という。）の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である公共下水道、集落排水処理施設、個別浄化槽又は水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。以下この項において同じ。）で除し、これに前回確定日から同年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、この条例による改正後の浜田市公共下水道使用料条例別表の規定、浜田市集落排水処理施設使用料条例別表の規定、浜田市個別浄化槽条例別表並びに浜田市水道給水条例第27条及び附則第7項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

浜田市工業用水道料金徴収条例（平成17年浜田市条例第264号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
○浜田市工業用水道料金徴収条例 平成17年10月1日 条例第264号 （料金） 第2条 工業用水道の1日当たりの料金は、次の規定により算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た金額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 (1)～(3) 〔略〕	○浜田市工業用水道料金徴収条例 平成17年10月1日 条例第264号 （料金） 第2条 工業用水道の1日当たりの料金は、次の規定により算定した額に<u>1.10</u>を乗じて得た金額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 (1)～(3) 〔略〕 附 則 <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この条例による改正後の浜田市工業用水道料金徴収条例第 2 条の規定は、施行日以後の使用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。</u>

浜田市水道給水条例（平成 29 年浜田市条例第 40 号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）																																				
（工事費の算出方法） 第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。 （1）～（3）〔略〕 2・3 〔略〕 （料金） 第27条 料金は、次に掲げる基本料金と従量料金との合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 （1）基本料金（1月につき）	（工事費の算出方法） 第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。 （1）～（3）〔略〕 2・3 〔略〕 （料金） 第27条 料金は、次に掲げる基本料金と従量料金との合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 （1）基本料金（1月につき）																																				
<table> <tr> <th>メーターの口径</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>13ミリメートル</td><td><u>907. 2円</u></td></tr> <tr> <td>20ミリメートル</td><td><u>972円</u></td></tr> <tr> <td>25ミリメートル</td><td><u>1, 404円</u></td></tr> <tr> <td>30ミリメートル</td><td><u>1, 404円</u></td></tr> <tr> <td>40ミリメートル</td><td><u>3, 348円</u></td></tr> <tr> <td>50ミリメートル</td><td><u>6, 696円</u></td></tr> <tr> <td>75ミリメートル</td><td><u>9, 936円</u></td></tr> <tr> <td>100ミリメートル</td><td><u>33, 696円</u></td></tr> </table>	メーターの口径	金額	13ミリメートル	<u>907. 2円</u>	20ミリメートル	<u>972円</u>	25ミリメートル	<u>1, 404円</u>	30ミリメートル	<u>1, 404円</u>	40ミリメートル	<u>3, 348円</u>	50ミリメートル	<u>6, 696円</u>	75ミリメートル	<u>9, 936円</u>	100ミリメートル	<u>33, 696円</u>	<table> <tr> <th>メーターの口径</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>13ミリメートル</td><td><u>924円</u></td></tr> <tr> <td>20ミリメートル</td><td><u>990円</u></td></tr> <tr> <td>25ミリメートル</td><td><u>1, 430円</u></td></tr> <tr> <td>30ミリメートル</td><td><u>1, 430円</u></td></tr> <tr> <td>40ミリメートル</td><td><u>3, 410円</u></td></tr> <tr> <td>50ミリメートル</td><td><u>6, 820円</u></td></tr> <tr> <td>75ミリメートル</td><td><u>10, 120円</u></td></tr> <tr> <td>100ミリメートル</td><td><u>34, 320円</u></td></tr> </table>	メーターの口径	金額	13ミリメートル	<u>924円</u>	20ミリメートル	<u>990円</u>	25ミリメートル	<u>1, 430円</u>	30ミリメートル	<u>1, 430円</u>	40ミリメートル	<u>3, 410円</u>	50ミリメートル	<u>6, 820円</u>	75ミリメートル	<u>10, 120円</u>	100ミリメートル	<u>34, 320円</u>
メーターの口径	金額																																				
13ミリメートル	<u>907. 2円</u>																																				
20ミリメートル	<u>972円</u>																																				
25ミリメートル	<u>1, 404円</u>																																				
30ミリメートル	<u>1, 404円</u>																																				
40ミリメートル	<u>3, 348円</u>																																				
50ミリメートル	<u>6, 696円</u>																																				
75ミリメートル	<u>9, 936円</u>																																				
100ミリメートル	<u>33, 696円</u>																																				
メーターの口径	金額																																				
13ミリメートル	<u>924円</u>																																				
20ミリメートル	<u>990円</u>																																				
25ミリメートル	<u>1, 430円</u>																																				
30ミリメートル	<u>1, 430円</u>																																				
40ミリメートル	<u>3, 410円</u>																																				
50ミリメートル	<u>6, 820円</u>																																				
75ミリメートル	<u>10, 120円</u>																																				
100ミリメートル	<u>34, 320円</u>																																				

現行		改正後（案）	
150ミリメートル	<u>38,556円</u>	150ミリメートル	<u>39,270円</u>
(2) 従量料金（1立方メートルにつき）		(2) 従量料金（1立方メートルにつき）	
使用水量	金額	使用水量	金額
10立方メートルまでの分	<u>91.8円</u>	10立方メートルまでの分	<u>93.5円</u>
10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	<u>162円</u>	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	<u>165円</u>
20立方メートルを超え50立方メートルまでの分	<u>199.8円</u>	20立方メートルを超え50立方メートルまでの分	<u>203.5円</u>
50立方メートルを超え500立方メートルまでの分	<u>237.6円</u>	50立方メートルを超え500立方メートルまでの分	<u>242円</u>
500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	<u>221.4円</u>	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	<u>225.5円</u>
1,000立方メートル超える分	<u>205.2円</u>	1,000立方メートル超える分	<u>209円</u>
2 前項の規定にかかわらず、工事、興行その他の臨時的使用に供するもの（以下「臨時用」という。）、船舶の給水の用に供するもの（以下「船舶用」という。）及び私設消火栓（消防の演習に使用する場合に限る。）の料金は、次に掲げる額により算定した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 (1) 臨時用 1立方メートルにつき<u>529.2円</u> (2) 船舶用 1立方メートルにつき<u>529.2円</u>。ただし、外国船舶の給水の用に供するものは、1立方メートルにつき490円 (3) 私設消火栓 1箇所1回につき<u>280.8円</u>。ただし、管理者が認めた場合は、この限りでない。 (加入金)		2 前項の規定にかかわらず、工事、興行その他の臨時的使用に供するもの（以下「臨時用」という。）、船舶の給水の用に供するもの（以下「船舶用」という。）及び私設消火栓（消防の演習に使用する場合に限る。）の料金は、次に掲げる額により算定した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 (1) 臨時用 1立方メートルにつき<u>539円</u> (2) 船舶用 1立方メートルにつき<u>539円</u>。ただし、外国船舶の給水の用に供するものは、1立方メートルにつき490円 (3) 私設消火栓 1箇所1回につき<u>286円</u>。ただし、管理者が認めた場合は、この限りでない。 (加入金)	

現行	改正後（案）																																				
第32条 給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下この項において同じ。）をしようとする者は、次の表に掲げる額を加入金として納付しなければならない。この場合において、給水装置の改造に係る加入金の額は、改造後の口径に係る加入金と改造前の口径に係る加入金の差額とする。 <table> <tr> <th>メーターの口径</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>13ミリメートル</td><td><u>72,900円</u></td></tr> <tr> <td>20ミリメートル</td><td><u>123,930円</u></td></tr> <tr> <td>25ミリメートル</td><td><u>218,700円</u></td></tr> <tr> <td>40ミリメートル</td><td><u>656,100円</u></td></tr> <tr> <td>50ミリメートル</td><td><u>1,239,300円</u></td></tr> <tr> <td>75ミリメートル</td><td><u>3,353,400円</u></td></tr> <tr> <td>100ミリメートル</td><td><u>6,998,400円</u></td></tr> <tr> <td>150ミリメートル</td><td><u>19,245,600円</u></td></tr> </table> 2・3 〔略〕 附 則（抄） 1～6 〔略〕 （料金の特例） 7 平成30年10月1日から平成32年9月30日までの間、次の表の左欄に掲	メーターの口径	金額	13ミリメートル	<u>72,900円</u>	20ミリメートル	<u>123,930円</u>	25ミリメートル	<u>218,700円</u>	40ミリメートル	<u>656,100円</u>	50ミリメートル	<u>1,239,300円</u>	75ミリメートル	<u>3,353,400円</u>	100ミリメートル	<u>6,998,400円</u>	150ミリメートル	<u>19,245,600円</u>	第32条 給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下この項において同じ。）をしようとする者は、次の表に掲げる額を加入金として納付しなければならない。この場合において、給水装置の改造に係る加入金の額は、改造後の口径に係る加入金と改造前の口径に係る加入金の差額とする。 <table> <tr> <th>メーターの口径</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>13ミリメートル</td><td><u>74,250円</u></td></tr> <tr> <td>20ミリメートル</td><td><u>126,225円</u></td></tr> <tr> <td>25ミリメートル</td><td><u>222,750円</u></td></tr> <tr> <td>40ミリメートル</td><td><u>668,250円</u></td></tr> <tr> <td>50ミリメートル</td><td><u>1,262,250円</u></td></tr> <tr> <td>75ミリメートル</td><td><u>3,415,500円</u></td></tr> <tr> <td>100ミリメートル</td><td><u>7,128,000円</u></td></tr> <tr> <td>150ミリメートル</td><td><u>19,602,000円</u></td></tr> </table> 2・3 〔略〕 附 則（抄） 1～6 〔略〕 （料金の特例） 7 平成30年10月1日から平成32年9月30日までの間、次の表の左欄に掲	メーターの口径	金額	13ミリメートル	<u>74,250円</u>	20ミリメートル	<u>126,225円</u>	25ミリメートル	<u>222,750円</u>	40ミリメートル	<u>668,250円</u>	50ミリメートル	<u>1,262,250円</u>	75ミリメートル	<u>3,415,500円</u>	100ミリメートル	<u>7,128,000円</u>	150ミリメートル	<u>19,602,000円</u>
メーターの口径	金額																																				
13ミリメートル	<u>72,900円</u>																																				
20ミリメートル	<u>123,930円</u>																																				
25ミリメートル	<u>218,700円</u>																																				
40ミリメートル	<u>656,100円</u>																																				
50ミリメートル	<u>1,239,300円</u>																																				
75ミリメートル	<u>3,353,400円</u>																																				
100ミリメートル	<u>6,998,400円</u>																																				
150ミリメートル	<u>19,245,600円</u>																																				
メーターの口径	金額																																				
13ミリメートル	<u>74,250円</u>																																				
20ミリメートル	<u>126,225円</u>																																				
25ミリメートル	<u>222,750円</u>																																				
40ミリメートル	<u>668,250円</u>																																				
50ミリメートル	<u>1,262,250円</u>																																				
75ミリメートル	<u>3,415,500円</u>																																				
100ミリメートル	<u>7,128,000円</u>																																				
150ミリメートル	<u>19,602,000円</u>																																				

現行			改正後（案）		
げる場合における料金は、改正後水道給水条例第27条の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。この場合において、改正後水道給水条例第38条第1号、第45条第4号及び第46条中「第27条」とあるのは、「附則第7項」とする。			げる場合における料金は、改正後水道給水条例第27条の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。この場合において、改正後水道給水条例第38条第1号、第45条第4号及び第46条中「第27条」とあるのは、「附則第7項」とする。		
改正後水道給水条例第27条の規定により算定した料金の額（以下「新料金算定額」という。）が、旧簡易水道給水区域にあっては廃止前簡易水道給水条例第26条_____ の規定により算定した料金_____ 及び メーター使用料_____ _____ の合計額_____	平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間	旧料金等算定額に、新料金算定額と旧料金等算定額との差額を3で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「激変緩和基礎額」という。）を加えた額	改正後水道給水条例第27条の規定により算定した料金の額（以下「新料金算定額」という。）が、旧簡易水道給水区域にあっては廃止前簡易水道給水条例第26条 <u>前段</u> の規定により算定した料金を <u>を1.08で除して得た額</u> 及びメーター使用料 <u>を1.08で除して得た額</u> の合計額に <u>1.10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）</u> 、旧水道給水区域にあっては改正前水道給水条例第29条の規定（ <u>同条中「合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。次項及び第3項において同じ。）</u> ）」とあるのは、「合	平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間	旧料金等算定額に、新料金算定額と旧料金等算定額との差額を3で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「激変緩和基礎額」という。）を加えた額
____、旧水道給水区域にあっては改正前水道給水条例第29条の規定_____	平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間	旧料金等算定額に、激変緩和基礎額に2を乗じて得た額を加えた額	平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間	旧料金等算定額に、激変緩和基礎額に2を乗じて得た額を加えた額	

現行			改正後（案）		
_____により算定した料金_____ _____及びメ ーター使用料_____ _____の合計額_____ _____ _____ _____ （以下これらを「旧料金等算定額」という。）を上回る場合 〔略〕			計額」とする。）により算定した料金を1.08で除して得た額 及びメーター使用料を1.08で除して得た額の合計額に1.10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額） （以下これらを「旧料金等算定額」という。）を上回る場合 〔略〕		
8～17 〔略〕			8～17 〔略〕 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。 （公共下水道、集落排水処理施設及び個別浄化槽に係る使用料並びに水道料金に関する経過措置） 2 施行日前から継続している公共下水道、集落排水処理施設若しくは個別浄化槽の使用又は継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料又は水道料金（以下この項においてこれらを「料金」という。）の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である公共下水道、集落排水処理施設、個別浄化槽又		

現行	改正後（案）
	<u>は水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。以下この項において同じ。）で除し、これに前回確定日から同年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、この条例による改正後の浜田市公共下水道使用料条例別表の規定、浜田市集落排水処理施設使用料条例別表の規定、浜田市個別浄化槽条例別表並びに浜田市水道給水条例第27条及び附則第7項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u> <u>（加入金に関する経過措置）</u> <u>3 この条例による改正後の浜田市水道給水条例第32条の規定は、施行日以後に申込みをした給水装置の新設並びに改造工事（メータ一の口径を増す場合に限る。以下この項において同じ。）及び増径工事に係る加入金について適用し、施行日前に申込みをした給水装置の新設並びに改造工事及び増径工事に係る加入金については、なお従前の例による。</u>

プレミアム付商品券 「浜田市トクトク商品券」について

消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の発行・販売等を行います。

①購入対象者

(1) 令和元年度（平成31年度）住民税が非課税の方

※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族等、生活保護被保護者等を除きます。

(2) 平成28年4月2日～令和元年9月30日までの間に生まれた子のいる世帯の世帯主

※(1)と(2)のどちらの要件にも当てはまる場合は、どちらとも商品券を購入できます。

②商品券の概要

●名称：浜田市トクトク商品券

●購入限度額

対象者(1)の該当者：券面額 25,000円（販売額 20,000円）

対象者(2)の該当者：券面額 25,000円（販売額 20,000円）×対象の子の数

※500円の商品券を10枚で1冊（5,000円）とし、4,000円で販売します。

1冊ずつの分割購入が可能です。

●販売期間：令和元年10月1日～令和2年3月2日

●販売場所：市役所本庁・各支所。また、その他の販売窓口を調整中です。

●使用可能期間：令和元年10月1日～令和2年3月31日

●使用可能店舗：市内の店舗を対象として公募します。

③商品券購入までの流れ

商品券を購入するためには、市が交付する購入引換券が必要です。

●対象者(1)の方は、購入引換券交付のための申請が必要です。8月中旬頃に対象になるとされる方へ、案内文書および申請書を送付します。

交付申請の受付を行い、交付決定した方には、購入引換券を送付します。

●対象者(2)の方は、申請は不要です。対象となる方に、市から購入引換券を郵送します。

※購入引換券は、9月下旬から順次発送します。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について

目 的

令和元年 10 月から消費税率が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、未婚の児童扶養手当受給者に対し、臨時・特別の措置として実施する。

対 象 者

以下のすべての要件に該当する者を基本とする。

- (1) 令和元年 11 月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
- (2) 基準日（令和元年 10 月 31 日）において、これまでに法律婚をしたことがない者（同日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者に限る。）

※1 支給対象者が基準日の翌日以降に死亡した場合は、その者の対象児童であった者が支給の対象となります。

※2 支給対象者が基準日の翌日以降に児童扶養手当の資格を喪失した場合であっても、本給付金の支給要件に該当している場合には、本給付金を支給します。

給 付 額

児童の数に関わらず、支給対象者 1 人につき 17,500 円

※ 今回の給付措置は、臨時・特別に行うものであり、1 回限りの支給とする。

費 用 負 担

給付費、給付に係る事務費ともに全額国庫負担

実 施 方 法

対象者からの申請により給付を行う。

- (1) 申 請 先 浜田市子育て支援課又は各支所市民福祉課
- (2) 提 出 物 申請書、戸籍の謄（抄）本
- (3) 申請期間 令和元年 8 月 1 日（木）～令和 2 年 1 月 31 日（金）
- (4) 支給時期 原則として令和 2 年 1 月 10 日（金）に支給（児童扶養手当 1 月定期支払日と同日）

※上記支給日に支給できなかった場合には、以後、随時支給します。

周 知 方 法

▼児童扶養手当受給者全員に、現況届の案内に併せて給付金の案内を同封する（7 月下旬）。

▼令和元年 8 月の広報、浜田市ホームページにて周知する。

令和元年度 浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について

今年度の浜田市国民健康保険料について、下記のとおり賦課しましたので報告します。

1. 納付義務者（世帯）数（賦課期日（4月1日）現在）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
世帯数	7,889世帯	7,720世帯	7,488世帯
前年比	—	▲ 169世帯	▲ 232世帯

2. 当初賦課額（一般分＋退職分）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	980,655,000円	944,583,000円	1,043,192,000円
当初賦課額	997,763,500円	946,408,700円	923,189,600円
差引	17,108,500円	1,825,700円	▲ 120,002,400円

※当初賦課額＝所得割＋均等割＋平等割－限度超過額

3. 必要保険料額と当初賦課額の差について

	必要保険料額 (A)	当初賦課額 (B)	必要保険料額との差 (A)－(B)
医療一般分	769,864,098円	650,565,859円	▲ 119,298,239円
支援一般分	209,540,687円	208,912,982円	▲ 627,705円
医療＋支援	979,404,785円	859,478,841円	▲ 119,925,944円
介護分 (一般＋退職)	62,914,671円	62,397,600円	▲ 517,071円
合 計	1,042,319,456円	921,876,441円	▲ 120,443,015円

※医療分及び支援分には、退職被保険者の保険料は含まない。

※必要保険料額との差については、財政調整基金の取崩し等により対応予定。

4. 通知件数（6月1日現在）

納付方法	件数	割合
普通徴収（口座）	5,455件	75%
普通徴収（納付書）	1,189件	16%
特別徴収（継続）	395件	5%
特別徴収（新規）	271件	4%
合 計	7,310件	100%

※納付義務者数との差については、賦課期日（4月1日）以降4月末日までに世帯全員が資格を喪失し、保険料が賦課されなかったものによる。

5. 通知書発送日

令和元年 6 月 13 日（木）

※6月13日（木）～6月28日（金）まで、相談窓口を開設します。（税務課と共催）

6. 国保料収納率について

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	増減
現年度	調定額	1,050,947,800円	1,005,872,600円	955,164,100円	－
	収入済額	1,011,810,030円	969,663,862円	923,743,849円	－
	収納率	96.28%	96.37%	96.70%	0.33
	不能欠損額	18,600円	26,100円	8,800円	－
滞納繰越	調定額	117,437,275円	117,646,787円	120,230,998円	－
	収入済額	32,274,800円	30,914,648円	21,402,783円	－
	収納率	27.48%	26.28%	17.80%	▲ 8.48
	不能欠損額	4,464,258円	1,375,979円	2,132,761円	－
合 計	調定額	1,168,385,075円	1,123,519,387円	1,075,395,098円	－
	収入済額	1,044,084,830円	1,000,578,510円	945,146,632円	－
	収納率	89.36%	89.03%	87.88%	▲ 1.15
	不能欠損額	4,482,858円	1,402,079円	2,141,561円	－

（仮称）益田匹見ウィンドファーム発電事業に係る
計画段階環境配慮書の縦覧について

アジア風力発電株式会社が事業主体として、益田市で計画のある「（仮称）益田匹見ウィンドファーム発電事業」について、環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の縦覧が開始されますので、報告します。

事業計画の概要及び配慮書の縦覧期間等については、下記のとおりです。

記

1 事業計画の概要

（1）事業主体	アジア風力発電株式会社（東京都港区東麻布）
（2）事業名称	（仮称）益田匹見ウィンドファーム発電事業
（3）建設位置	益田市匹見町（道川地区）
（4）風力発電機	3,600kW～4,000kW 級／基を最大 15 基程度
（5）発電能力	約 60,000kW

2 配慮書の縦覧期間及び場所

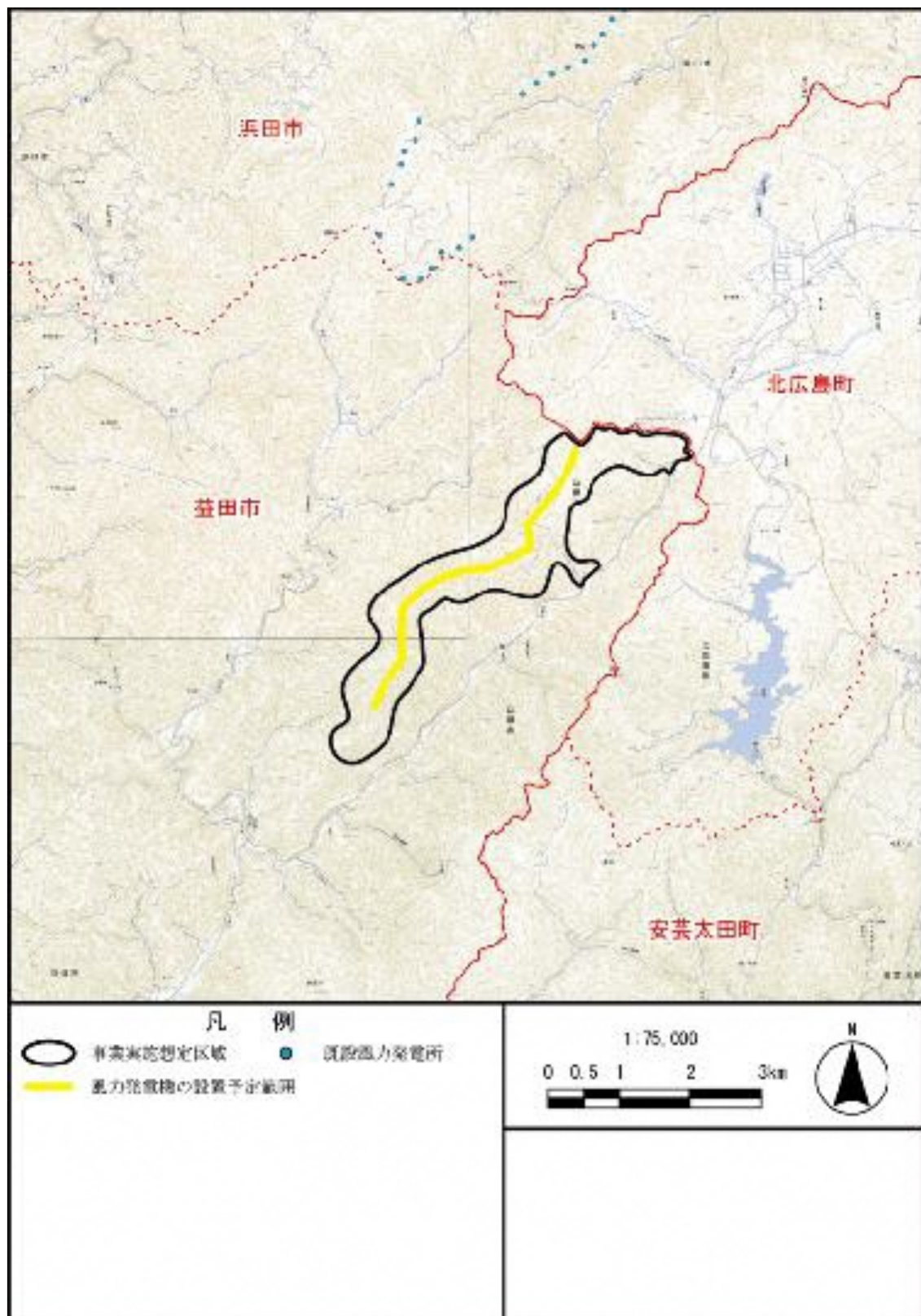
（1）縦覧期間	令和元年 8 月 6 日（火）～令和元年 9 月 5 日（木）
（2）縦覧場所	浜田市役所環境課及び各支所において平日開庁日
（3）意見等の提出方法	事業主体が縦覧場所に設置する意見箱に、所定の用紙に必要事項を記入し投函又は、事業主体あてに郵送する。（郵送の場合は、9 月 5 日当日消印まで有効）
（4）周知方法	広報はまだ（8 月号）及び浜田市ホームページへ掲載

3 工程の概略（予定）

令和元年 8 月 環境影響評価配慮書縦覧・意見聴取
令和 2 年以降 環境アセス手続き、現況調査
令和 5 年以降 工事着工

（裏面へ）

4 事業計画の対象エリア



令和元年度 個人市民税の当初賦課の状況について

1 個人市民税の当初賦課の状況

(全体)

- ・当初賦課調定額は、前年から約 1,100 万円の減少
- ・調定額の減少については、納税義務者数の減少（▲195 人（99.28%））をはじめ、後述する寄附金税額控除、住宅借入金等特別控除の伸長が影響したものと考えられる。

(給与特別徴収)

- ・令和元年度から県内一斉に「特別徴収の一斉指定」を進めたことにより給与特別徴収は、納税義務者数で 458 人、調定額で約 1,900 万円増加した。

(普通徴収)

- ・対して、普通徴収は、義務者数で 653 人、調定額で約 3,000 万円減少した。

	平成30年度	令和元年度	増 減 (R1-H30)	前年度比
当初歳入予算額	2,276,089,000円	2,248,800,000円	▲27,289,000円	98.80%
当初賦課調定額	2,245,330,700円	2,233,727,600円	▲11,603,100円	99.48%
給与特別徴収	1,777,182,400円	1,796,269,300円	19,086,900円	101.07%
普通徴収	468,148,300円	437,458,300円	▲30,690,000円	93.44%
納税義務者数	27,044人	26,849人	▲195人	99.28%
給与特別徴収	17,815人	18,273人	458人	102.57%
普通徴収	9,229人	8,576人	▲653人	92.92%

※ 普通徴収には、併徴（給与特別徴収と普通徴収の併用）及び年金特別徴収を含む。

2 当初賦課調定額の主な増減要因（県民税分除く）

(寄附金税額控除)

- ・ふるさと寄附制度の浸透に伴い、浜田市における寄附金税額控除は増加傾向
- ・平成27年度との比較では、寄附金額ベースで約 10 倍（729 万円→7,170 万円）

(住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）)

- ・近年、住宅ローン控除の申告者数、控除額は増加傾向
- ・住宅ローン控除の制度拡充、消費税増税（5%→8%）時の個人住民税 住宅借入金等特別控除の上限引き上げ（97,500 円→136,500 円）等が要因と推測される。

	平成30年度	令和元年度	調定額への影響 (試算)
寄附金税額控除の増加 (寄附金税額控除の8割超が ふるさと寄附分)	寄附金税額控除 2,204万円	寄附金税額控除 2,772万円	(-) 約570万円
住宅借入金等特別控除の増加 (税制改正に伴う住民税控除分の増等)	住宅借入金等特別控除 2,482万円	住宅借入金等特別控除 2,991万円	(-) 約510万円

《参考》 浜田市民が申告した「ふるさと寄附（支払額）」について

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
寄附人数	143人	347人	572人	604人	756人
寄附金額	729万円	2,901万円	4,678万円	5,264万円	7,170万円
金額推移（H27=100）	100	398	642	722	984

※上記の人数及び金額について、寄附先自治体別の内訳は不明です。

《参考》 住宅ローン控除申告者の推移について

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申告者数	583人	676人	714人	810人	922人
税額控除額 （市民税）	1,554万円	1,932万円	2,180万円	2,482万円	2,991万円
金額推移（H27=100）	100	124	140	160	193

3 納税通知書発送日

令和元年6月11日（火）

4 相談窓口開設日程・場所

- ・国民健康保険料の相談窓口と共同開設

期 間	時 間	場 所
6月13日（木）～6月28日（金）	午前9時～午後4時	本庁1階 市民ロビー

平成 30 年度 市税徴収率について

平成30年度市税の徴収率が確定（令和元年5月31日現在）したので報告します。

（全体の徴収率）

市税全体の徴収率は**97.27%**で、平成29年度の**97.45%**と比較し、**0.18ポイント低下**

現年度分：徴収率**99.35%**（対前年度比 **0.04ポイント上昇**）

滞納繰越分：徴収率**16.05%**（対前年度比 **7.25ポイント低下**）

（滞納繰越分低下の主な要因分析）

- ・ 人員欠員により徴収体制の確保が出来ない時期が続いた中、滞納者の新規発生の抑制に効果的な現年度分に注力したこと
- ・ 平成29年度までに大口案件の滞納処分など整理を進めた結果、平成30年度は、困難かつ長期滞納案件が中心となったこと

（対応策）

この徴収率低下を踏まえ、現在は「架電目標の設定」や「綿密な徴収計画の策定」などの取組みを強化しています。

今後は、こうした取組みを継続し、効果的な滞納整理に努めます。

《平成 30 年度の主な取組み》

- (1) 搜索、公売の実施
- (2) 預貯金等の財産差押えの強化
- (3) 徴収指導員（元国税徴収官）による指導
- (4) 口座振替の推進
- (5) コンビニ納付による納税者の利便性の向上

市税徴収率の推移

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	増減
現年度	調 定 額	7,180,631 千円	7,228,270 千円	7,407,060 千円	7,348,536 千円	—
	収入済額	7,124,193 千円	7,175,262 千円	7,355,920 千円	7,300,831 千円	—
	徴 収 率	99.21%	99.27%	99.31%	99.35%	0.04
	不納欠損額	1,979 千円	2,080 千円	1,107 千円	1,184 千円	—
滞納繰越	調 定 額	178,512 千円	185,784 千円	185,134 千円	188,444 千円	—
	収入済額	38,445 千円	42,498 千円	43,164 千円	30,240 千円	—
	徴 収 率	21.54%	22.87%	23.30%	16.05%	▲7.25
	不納欠損額	8,625 千円	8,166 千円	3,442 千円	1,973 千円	—
合 計	調 定 額	7,359,143 千円	7,414,054 千円	7,592,194 千円	7,536,980 千円	—
	収入済額	7,162,638 千円	7,217,760 千円	7,399,084 千円	7,331,071 千円	—
	徴 収 率	97.33%	97.35%	97.45%	97.27%	▲0.18
	不納欠損額	10,604 千円	10,246 千円	4,549 千円	3,157 千円	—

※ 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税）

浜田市三隅デイサービスセンターの指定管理者の募集について

浜田市三隅デイサービスセンターは、今年度末で指定期間が満了することに伴い、令和 2 年 4 月からの指定管理者を次のとおり公募します。

1 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日（3 年間）

2 公募期間

令和元年 7 月 18 日(木) ～ 同年 8 月 27 日(火)

3 施設の概要

所在地	浜田市三隅町向野田 1880 番地 3
開設年月等	平成 7 年 4 月（平成 7 年 3 月建築）
建物構造	鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺（1 階建）
施設内容	デイルーム、療法室、浴室、厨房、相談室、和室 他
利用定員	38 人
設置目的	高齢者の在宅福祉の向上を図る
事業	介護保険法に規定する通所介護及び通所事業

4 現在の運営状況

- (1) 指定管理者 社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会（指名）
- (2) 指定期間 平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日（3 年間）
- (3) 利用実績

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
開館日数	244 日	310 日	310 日	305 日	308 日
延べ利用者数	8,894 人	8,687 人	9,141 人	8,622 人	9,784 人

5 選定スケジュール（予定）

令和元年	10 月上旬	指定管理者選定委員会による面接審査
	10 月中旬	指定管理者の候補者を選定
	10 月下旬	指定管理者の候補者と仮協定締結
	12 月	市議会で指定議案上程、議決後に指定通知
令和 2 年	4 月 1 日	指定管理開始

浜田市人口状況(平成31年2月末現在)

令和元年6月28日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
2月末	25,681	27,848	53,529	169	465	634	25,850	28,313	54,163
1月末	25,730	27,902	53,632	172	463	635	25,902	28,365	54,267
増減	△ 49	△ 54	△ 103	△ 3	2	△ 1	△ 52	△ 52	△ 104

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	2月末	1月末	増減
日本人	25,755	25,793	△ 38
複数国籍	134	134	0
外国人	432	434	△ 2
合計	26,321	26,361	△ 40

3.自治区別人口・世帯数（外国人を含む）

	人 口			世帯数		
	2月末	1月末	増減	2月末	1月末	増減
浜田	39,945	40,040	△ 95	19,568	19,612	△ 44
金城	4,229	4,227	2	1,898	1,896	2
旭	2,724	2,727	△ 3	1,335	1,335	0
弥栄	1,279	1,280	△ 1	668	669	△ 1
三隅	5,986	5,993	△ 7	2,852	2,849	3

4.異動事由別増減(2月1日～28日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	97			18	115

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	133	1		85	219

5.異動事由別月別件数

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成30年度	転入等	478	80	87	135	130	103	73	86	75	90	97		1,434
	転出等	330	120	84	120	124	95	107	93	91	95	134		1,393
	①社会増減	148	△ 40	3	15	6	8	△ 34	△ 7	△ 16	△ 5	△ 37	0	41
	出生	26	27	40	34	39	28	29	40	31	26	18		338
	死亡	70	84	60	61	77	58	66	72	81	83	85		797
	②自然増減	△ 44	△ 57	△ 20	△ 27	△ 38	△ 30	△ 37	△ 32	△ 50	△ 57	△ 67	0	△ 459
	①+②	104	△ 97	△ 17	△ 12	△ 32	△ 22	△ 71	△ 39	△ 66	△ 62	△ 104	0	△ 418
平成29年度	転入等	472	103	102	104	88	60	79	57	66	86	81	404	1,702
	転出等	397	105	84	118	117	95	83	97	102	86	128	763	2,175
	①社会増減	75	△ 2	18	△ 14	△ 29	△ 35	△ 4	△ 40	△ 36	0	△ 47	△ 359	△ 473
	出生	36	34	24	27	33	35	39	37	34	34	25	38	396
	死亡	76	74	76	64	62	61	66	72	76	94	103	66	890
	②自然増減	△ 40	△ 40	△ 52	△ 37	△ 29	△ 26	△ 27	△ 35	△ 42	△ 60	△ 78	△ 28	△ 494
	①+②	35	△ 42	△ 34	△ 51	△ 58	△ 61	△ 31	△ 75	△ 78	△ 60	△ 125	△ 387	△ 967
平成28年度	転入等	536	118	108	95	126	102	92	85	94	89	109	440	1,994
	転出等	376	90	90	121	108	97	89	100	73	88	130	750	2,112
	①社会増減	160	28	18	△ 26	18	5	3	△ 15	21	1	△ 21	△ 310	△ 118
	出生	30	31	28	42	31	35	34	29	34	26	33	39	392
	死亡	80	71	42	67	63	72	70	81	73	102	73	82	876
	②自然増減	△ 50	△ 40	△ 14	△ 25	△ 32	△ 37	△ 36	△ 52	△ 39	△ 76	△ 40	△ 43	△ 484
	①+②	110	△ 12	4	△ 51	△ 14	△ 32	△ 33	△ 67	△ 18	△ 75	△ 61	△ 353	△ 602

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

浜田市人口状況(平成31年3月末現在)

令和元年6月28日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
3月末	25,452	27,620	53,072	175	463	638	25,627	28,083	53,710
2月末	25,681	27,848	53,529	169	465	634	25,850	28,313	54,163
増減	△ 229	△ 228	△ 457	6	△ 2	4	△ 223	△ 230	△ 453

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	3月末	2月末	増減
日本人	25,610	25,755	△ 145
複数国籍	133	134	△ 1
外国人	438	432	6
合計	26,181	26,321	△ 140

3.自治区別人口・世帯数(外国人を含む)

	人 口			世帯数		
	3月末	2月末	増減	3月末	2月末	増減
浜田	39,599	39,945	△ 346	19,468	19,568	△ 100
金城	4,209	4,229	△ 20	1,897	1,898	△ 1
旭	2,695	2,724	△ 29	1,319	1,335	△ 16
弥栄	1,266	1,279	△ 13	669	668	1
三隅	5,941	5,986	△ 45	2,828	2,852	△ 24

4.異動事由別増減(3月1日～31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	377		7	36	420

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	791			82	873

5.異動事由別月別件数

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成30年度	転入等	478	80	87	135	130	103	73	86	75	90	97	384	1,818
	転出等	330	120	84	120	124	95	107	93	91	95	134	791	2,184
	①社会増減	148	△ 40	3	15	6	8	△ 34	△ 7	△ 16	△ 5	△ 37	△ 407	△ 366
	出生	26	27	40	34	39	28	29	40	31	26	18	36	374
	死亡	70	84	60	61	77	58	66	72	81	83	85	82	879
	②自然増減	△ 44	△ 57	△ 20	△ 27	△ 38	△ 30	△ 37	△ 32	△ 50	△ 57	△ 67	△ 46	△ 505
	①+②	104	△ 97	△ 17	△ 12	△ 32	△ 22	△ 71	△ 39	△ 66	△ 62	△ 104	△ 453	△ 871
平成29年度	転入等	472	103	102	104	88	60	79	57	66	86	81	404	1,702
	転出等	397	105	84	118	117	95	83	97	102	86	128	763	2,175
	①社会増減	75	△ 2	18	△ 14	△ 29	△ 35	△ 4	△ 40	△ 36	0	△ 47	△ 359	△ 473
	出生	36	34	24	27	33	35	39	37	34	34	25	38	396
	死亡	76	74	76	64	62	61	66	72	76	94	103	66	890
	②自然増減	△ 40	△ 40	△ 52	△ 37	△ 29	△ 26	△ 27	△ 35	△ 42	△ 60	△ 78	△ 28	△ 494
	①+②	35	△ 42	△ 34	△ 51	△ 58	△ 61	△ 31	△ 75	△ 78	△ 60	△ 125	△ 387	△ 967
平成28年度	転入等	536	118	108	95	126	102	92	85	94	89	109	440	1,994
	転出等	376	90	90	121	108	97	89	100	73	88	130	750	2,112
	①社会増減	160	28	18	△ 26	18	5	3	△ 15	21	1	△ 21	△ 310	△ 118
	出生	30	31	28	42	31	35	34	29	34	26	33	39	392
	死亡	80	71	42	67	63	72	70	81	73	102	73	82	876
	②自然増減	△ 50	△ 40	△ 14	△ 25	△ 32	△ 37	△ 36	△ 52	△ 39	△ 76	△ 40	△ 43	△ 484
	①+②	110	△ 12	4	△ 51	△ 14	△ 32	△ 33	△ 67	△ 18	△ 75	△ 61	△ 353	△ 602

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

浜田市人口状況(平成31年4月末現在)

令和元年6月28日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
4月末	25,577	27,634	53,211	176	453	629	25,753	28,087	53,840
3月末	25,452	27,620	53,072	175	463	638	25,627	28,083	53,710
増減	125	14	139	1	△ 10	△ 9	126	4	130

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	4月末	3月末	増減
日本人	25,802	25,610	192
複数国籍	132	133	△ 1
外国人	432	438	△ 6
合計	26,366	26,181	185

3.自治区別人口・世帯数(外国人を含む)

	人 口			世帯数		
	4月末	3月末	増減	4月末	3月末	増減
浜田	39,731	39,599	132	19,620	19,468	152
金城	4,197	4,209	△ 12	1,899	1,897	2
旭	2,708	2,695	13	1,334	1,319	15
弥栄	1,262	1,266	△ 4	672	669	3
三隅	5,942	5,941	1	2,841	2,828	13

4.異動事由別増減(4月1日～30日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	490		1	28	519

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	314	3		72	389

5.異動事由別月別件数

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和元年度	転入等	491												491
	転出等	317												317
	①社会増減	174	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	174
	出生	28												28
	死亡	72												72
	②自然増減	△ 44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 44
	①+②	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130
平成30年度	転入等	478	80	87	135	130	103	73	86	75	90	97	384	1,818
	転出等	330	120	84	120	124	95	107	93	91	95	134	791	2,184
	①社会増減	148	△ 40	3	15	6	8	△ 34	△ 7	△ 16	△ 5	△ 37	△ 407	△ 366
	出生	26	27	40	34	39	28	29	40	31	26	18	36	374
	死亡	70	84	60	61	77	58	66	72	81	83	85	82	879
	②自然増減	△ 44	△ 57	△ 20	△ 27	△ 38	△ 30	△ 37	△ 32	△ 50	△ 57	△ 67	△ 46	△ 505
	①+②	104	△ 97	△ 17	△ 12	△ 32	△ 22	△ 71	△ 39	△ 66	△ 62	△ 104	△ 453	△ 871
平成29年度	転入等	472	103	102	104	88	60	79	57	66	86	81	404	1,702
	転出等	397	105	84	118	117	95	83	97	102	86	128	763	2,175
	①社会増減	75	△ 2	18	△ 14	△ 29	△ 35	△ 4	△ 40	△ 36	0	△ 47	△ 359	△ 473
	出生	36	34	24	27	33	35	39	37	34	34	25	38	396
	死亡	76	74	76	64	62	61	66	72	76	94	103	66	890
	②自然増減	△ 40	△ 40	△ 52	△ 37	△ 29	△ 26	△ 27	△ 35	△ 42	△ 60	△ 78	△ 28	△ 494
	①+②	35	△ 42	△ 34	△ 51	△ 58	△ 61	△ 31	△ 75	△ 78	△ 60	△ 125	△ 387	△ 967

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

福祉委員の活動状況等について

1.福祉委員について

福祉委員は、各町内会などからの推薦により浜田市社会福祉協議会の会長から委嘱された委員で、地域のボランティアです。

住民に身近なところでの福祉活動の推進者・調整役として、例えば一人暮らしの高齢者など地域の「気になる人」の見守りや安否確認などしながら、その状況を民生児童委員と共有するなど、地域のアンテナ役、社協と住民をつなぐパイプ役、福祉活動のキーパーソン役を担っています。

町内会、集落もしくは30～50世帯に1人を目安とし、令和元年6月現在で622人の委員が委嘱されています。

自治区別福祉委員数

浜田自治区	396 人
金城自治区	70 人
旭自治区	42 人
弥栄自治区	26 人
三隅自治区	88 人
合計	622 人

2.福祉委員の主な活動

- ・ひとり暮らし高齢者などへの訪問活動
- ・赤い羽根共同募金運動や歳末助け合い募金運動への協力
- ・自然災害・防災・防犯対策と見回り活動
- ・子どもに対する声かけ活動（あいさつ運動）
- ・各種研修会等への参加
- ・地区内行事等への参加協力 など

その他、地区社協が進める事業の運営に携わるなど、それぞれの地域の状況に応じて、地区社協や民生児童委員等と連携しながら活動を進めています。

【裏面へ】

3.福祉委員活動のようす

①美川地区福祉委員研修のようす

民生児童委員と担当地区の福祉委員の間で一層の情報共有が図られるよう、研修を実施しています。



②旭自治区福祉委員研修会

民生児童委員との合同研修会を開催し、この研修会に合わせて一人暮らし高齢者宅に配布している「見守りカード」を一斉に更新しています。

地域の気になる人の情報を常に交換するなど、日ごろの見守り活動を行うための仕組みを作っています。

みまもりカード				
☆ 冷蔵庫に貼ってください。				
(年 月作成)				
氏 名	性別	生年月日	血液型	
緊急連絡先	氏 名	続柄	住 所	電話番号
①親族				

③三隅自治区・周布地区福祉委員活動のようす



社協三隅支所では、民生児童委員、福祉委員の協力により歳末たすけあいチャリティーバザーを実施しています。

その他、周布地区では、福祉委員が中心になって、敬老会を開催しています。

がん検診の現状と受診率向上の取組について

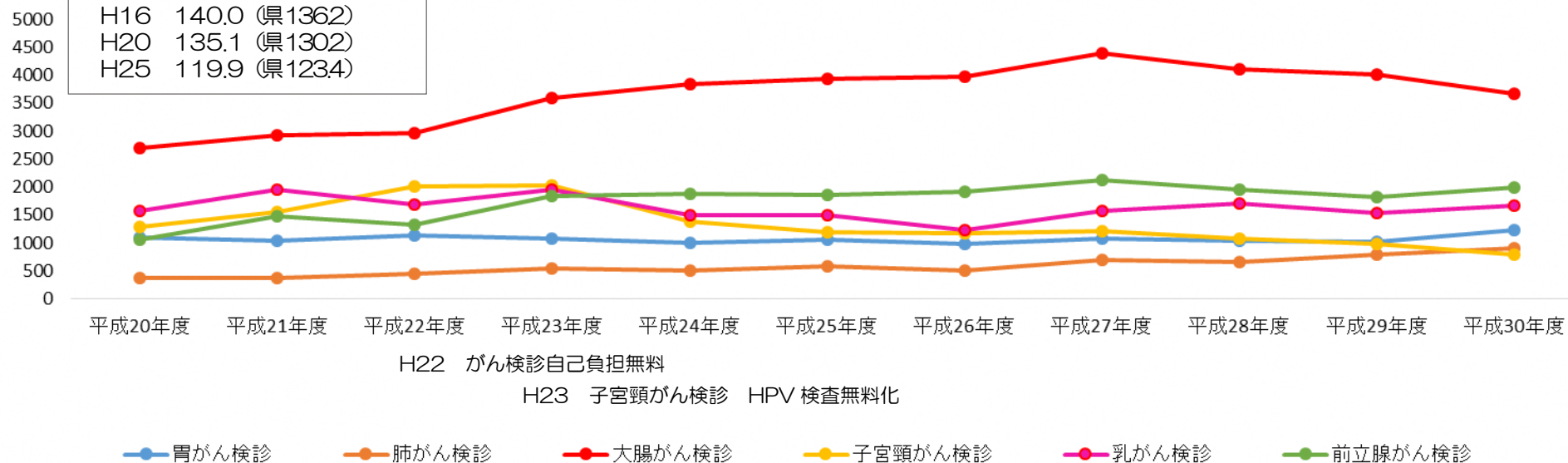
1 浜田市がん検診受診者数及び受診率の推移

令和元年 6 月 28 日（金）
福祉環境委員会
健康福祉部健康医療対策課

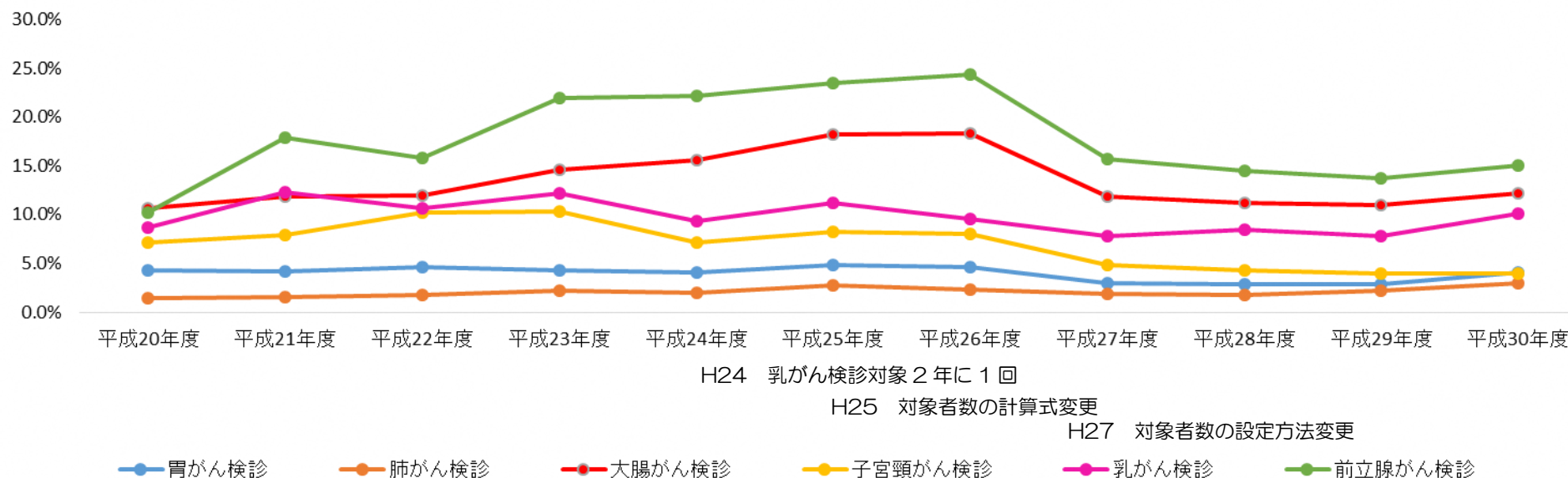
検診種類	項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
胃がん 対象：40歳以上	対象者数（人）	25,294	24,692	24,709	24,720	24,731	21,686	21,686	37,042	36,773	36,388	36,042
	受診数（人）	1,097	1,037	1,135	1,074	1,000	1,059	992	1,087	1,047	1,028	1,238
	受診率	4.3%	4.2%	4.6%	4.3%	4.0%	4.9%	4.6%	2.9%	2.8%	2.8%	3.4%
肺がん 対象：40歳以上	対象者数（人）	25,294	24,692	24,709	24,720	24,731	21,686	21,686	37,042	36,773	36,388	36,042
	受診数（人）	368	374	440	546	503	589	504	689	667	800	899
	受診率	1.5%	1.5%	1.8%	2.2%	2.0%	2.7%	2.3%	1.9%	1.8%	2.2%	2.5%
大腸がん 対象：40歳以上	対象者数（人）	25,294	24,692	24,709	24,720	24,731	21,686	21,686	37,042	36,773	36,388	36,042
	受診数（人）	2,703	2,922	2,969	3,596	3,840	3,943	3,967	4,399	4,100	4,003	3,682
	受診率	10.7%	11.8%	12.0%	14.5%	15.5%	18.2%	18.3%	11.9%	11.1%	11.0%	10.2%
子宮頸がん （女性） 対象：20歳以上	対象者数（人）	18,015	19,783	19,768	19,647	19,526	14,473	14,473	25,152	24,867	24,415	23,988
	受診数（人）	1,296	1,556	2,010	2,035	1,389	1,197	1,165	1,208	1,081	979	797
	受診率	7.2%	7.9%	10.2%	10.4%	7.1%	8.3%	8.0%	4.8%	4.3%	4.0%	3.3%
乳がん （女性） 対象：40歳以上	対象者数（人）	18,015	15,907	15,873	16,060	16,026	13,363	12,944	20,170	19,973	19,693	19,469
	受診数（人）	1,567	1,962	1,695	1,958	1,493	1,497	1,235	1,570	1,698	1,528	1,674
	受診率	8.7%	12.3%	10.7%	12.2%	9.3%	11.2%	9.5%	7.8%	8.5%	7.8%	8.6%
	対象年齢	30歳以上	35歳以上							40歳以上		
前立腺がん （男性） 対象：50歳以上	対象者数（人）	10,408	8,304	8,362	8,393	8,440	7,891	7,891	13,532	13,414	13,321	13,243
	受診数（人）	1,068	1,482	1,323	1,841	1,873	1,855	1,920	2,129	1,949	1,830	1,986
	受診率	10.3%	17.8%	15.8%	21.9%	22.2%	23.5%	24.3%	15.7%	14.5%	13.7%	15.0%

がん年齢調整死亡率
 ※H25 年に県の平均を下回った
 H16 140.0 (県1362)
 H20 135.1 (県1302)
 H25 119.9 (県1234)

受診者数の推移



受診率の推移



2 がん検診受診率向上等の取組経過

平成 20 年度	・休日検診・セット検診の開始 ・乳がん検診の対象者を 30 歳以上に拡大
平成 21 年度	・子宮頸がん検診の医療機関委託検診開始 ・休日子宮頸がん検診に HPV 検査実施（全額自己負担） ・子宮頸がん（20. 25. 30. 35. 40 歳）、乳がん検診（40. 45. 50. 55. 60 歳）のクーポン券個別通知開始 ・乳がん検診の対象者を 35 歳以上に変更 ・乳がん検診クーポン券対象者の未受診者に受診勧奨
平成 22 年度	・がん検診自己負担金無料化 ・検診日程表の全戸配布 ・集団特定健診に胃がん・大腸がん検診をセットして実施 ・胃がん検診過去 3 年間未受診の 45 歳～65 歳に個別勧奨実施 ・子宮頸がん検診の時間外検診の開始 ・全子宮頸がん検診時に HPV 検査実施（全額自己負担）
平成 23 年度	・子宮頸がん検診時の HPV 検査の自己負担金無料化（細胞診異常なし、HPV 検査異常なしの場合 3 年に 1 回の検診間隔） ・大腸がんクーポン券対象者（40. 45. 50. 55. 60 歳）に個別通知 ・すこやか員と協働でがん検診勧奨ティッシュ配布活動開始 ・浜田医療センターの PET-CT がん検診助成開始 ・日本海信金・アフラックと「浜田市がん検診受診率向上プロジェクト」協定締結 ・乳がんワークショップの開催開始
平成 24 年度	・乳がん検診は国の指針に基づき 2 年に 1 回の受診間隔を周知 ・乳がん検診 50 歳代の未受診者に電話かけ事業（コールリコール事業）実施
平成 25 年度	・がん検診対象者の計算方法を県の方式から国から示された計算式に変更 ・県がん対策キャンペーンを浜田市で開催
平成 26 年度	・子宮頸がん検診（20 歳）・乳がん検診（40 歳）クーポン券通知者の変更 ・乳がん講演会開催
平成 27 年度	・がん検診対象者を国の指針に基づき対象年齢の全市民を計上 ・職域健診と市のがん検診のコラボ検診開始 ・山陰中央新報のがん検診日程掲載開始
平成 28 年度	・大腸がんの検査容器を 40 歳に個別に送付しての受診勧奨実施 ・乳がん検診の対象者を国の指針に基づき 40 歳以上に変更 ・子宮頸がん検診（20 歳）、乳がん検診（40 歳）対象者に検診手帳送付 ・子宮頸がん検診（20. 25. 30. 35. 40 歳）にクーポン券送付 ・乳がん検診（40. 45. 50. 55. 60 歳）にクーポン券送付 ・巡回人間ドックの開始 ・子宮頸がん検診の時間外検診の終了
平成 29 年度	・妊婦健診時の子宮頸がん検診に合わせて HPV 検査を無料で実施を開始 ・大腸がんの検査容器を 40 歳に個別に送付しての受診勧奨実施 ・子宮頸がん検診（20 歳）、乳がん検診（40 歳）対象者にクーポン券を個別通知 ・第一生命保険株式会社との協定締結によりがん検診周知活動の協力依頼 ・がんサロンと連携した活動の開始（学校へのがん教育・ティッシュ配布等） ・がん検診精密検査未受診者への電話かけ事業（公社委託）実施
平成 30 年度	・SNS に毎月の検診日程を掲載 ・ピロリ菌検査容器を 40 歳に個別に送付し受診勧奨実施 ・胃がん・乳がん検診未受診者通知、再通知の実施

浜田市子育て支援センター建設の検討状況について

浜田市子育て支援センターの建設については、現在、「現 浜田市子育て支援センター」「浜田市総合福祉センター横」「浜田医療センター横」の3箇所に候補地を絞って建設地の検討を行っており、その検討状況について報告します。

建設候補地	現地写真
現 浜田市子育て支援センター (駐車場に建設することを想定)	
浜田市総合福祉センター横 (浜田市総合福祉センター横の空地に建設することを想定)	
浜田医療センター横 (浜田医療センター横の広場に建設することを想定)	

1 浜田市子ども・子育て支援専門部会における検討

浜田市子育て支援センターの建設候補地について、幅広く意見を聴くため浜田市保健医療福祉協議会の下部組織である「浜田市子ども・子育て支援専門部会」で意見聴取を行った。

○開催状況

(1回目) 平成31年3月 これまでの検討状況の説明、現地視察

(2回目) 令和元年6月 各委員からの意見聴取

【裏面へ】

○意見聴取結果

全委員 28 名中 2 回目に出席された委員（22 名）が子育て支援センターの適地と思う場所は次のとおり

「現 浜田市子育て支援センター」	2 名
「浜田市総合福祉センター横」	13 名
「浜田医療センター横」	2 名
「意見・要望のみ発言」	8 名

※ 複数の適地を挙げられた委員があるため、合計は一致しません。

○適地に対する委員の主な意見

「現 浜田市子育て支援センター」

現利用者のアクセスを考えると現地

現地は、市職員や地域のサポーターにとってアクセスが良い

「浜田市総合福祉センター横」

駐車場広く立地条件が良い

各自治区からのアクセスが良く、災害にも強い

場所が分かりやすい

「浜田医療センター横」

障がいをもつ児童の利用を考えると医療体制が整っていて安心

2 今後のスケジュール

R 元年度

- ・ 議員との意見交換会
- ・ 建設地決定
- ・ 浜田市子育て支援センター建設検討委員会において策定した基本構想を基に「浜田市子育て支援センター基本構想（案）」策定
- ・ 「浜田市子育て支援センター基本構想（案）」に対するパブリックコメント
- ・ 「浜田市子育て支援センター基本構想」策定

R 2 年度

- ・ 実施設計

R 3 年度

- ・ 新 浜田市子育て支援センター建設

R 4 年 4 月

- ・ 新 浜田市子育て支援センター開所

別記様式(第 4 条関係)

令和元年 6 月 28 日

政策討論会幹事会会長 様

福祉環境委員会委員長 柳楽真智子

政策討論会議題提案書

浜田市議会政策討論会幹事会規程第 4 条の規定により、下記のとおり議題を提案します。

記

1. 政策討論会の議題

認知症予防の強化と早期発見

2. 提案理由

浜田市では、医療・介護の保険料が増加しており、認知症予防や介護予防の事業が進められているものの、事業成果の把握がしづらい状況であると考えています。また、介護認定者のうち 6 割が認知症を発症している状況があり、介護認定率の増加に認知症が大きく影響していると考えられます。委員会視察先の鳥取県琴浦町では、平成 16 年から今日までの粘り強い取組により認知症予防で大きな成果をあげておられます。この取組を参考に浜田市の現状に即した認知症予防の強化を議題として、政策討論会で議論しより効果的な政策提案につなげていきたいと、考えるものです。

3. 資料など

- ①認知症予防の強化と早期発見についての政策提言(案)
- ②要介護認定率・介護保険料全国ランキング、介護保険料推移

認知症予防の強化と早期発見についての政策提言(案)

「自分らしく生き生きと暮らし続けるために」

令和 元 年 7 月

浜田市議会福祉環境委員会

1. はじめに

国の政策としても地域包括ケアシステムの構築が進められており、高齢になっても住み慣れた地域で、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が一体的に提供される仕組みづくりが急がれます。近年、内臓疾患においては医療が進歩して長寿命化が果たされている一方で、脳機能の低下による認知症の治療法は確立しておらず、早期発見の重要性が指摘されています。高齢化と人口減少が進み、要介護認定率・介護保険料が全国でも高い浜田市において、今後も介護・医療にかかる給付費や保険料の増加が見込まれます。

福祉環境委員会では、平成 16 年から今日までの粘り強い取組により認知症予防で大きな成果をあげておられる鳥取県琴浦町の視察調査を行いました。この事例を参考に浜田市の現状に即した認知症予防の強化を行うために官民一体となって取組む体制づくりを進めることで元気な高齢者を増やし、浜田で暮らすことの満足度を高めることが必要であると考え、「認知症予防の強化と早期発見について」政策提言を行うことといたしました。

2. 調査内容

平成 30 年 11 月 15 日	鳥取県琴浦町 視察
平成 31 年 3 月 25 日	政策提言について協議
平成 31 年 4 月 11 日	政策提言について協議 (テーマの決定)
平成 31 年 4 月 22 日	政策提言について協議
令和 元年 5 月 13 日	担当部局との意見交換
令和 元年 6 月 3 日	政策提言について協議
令和 元年 6 月 4 日	浜田市社会福祉協議会との意見交換会
令和 元年 6 月 28 日	政策提言・条例提案について協議
令和 元年 7 月 3 日	政策提言・条例提案について協議
令和 元年 7 月 22 日	(仮称)浜田市診療医との意見交換会

3. 浜田市の現状と課題

浜田市は認知症予防や介護予防、健康寿命の延伸などの事業を進めています。昨年度からは統括保健師を配置し、また、本年度からは「はまだ健康チャレンジ事業」を開始するなど、健康・医療施策に期待をするところです。しかしながら、現状として今ある事業の成果が、あまり見えていないことが課題と考えます。介護認定を受けている人の 6 割以上が認知症を発症していることから、介護認定率の増加に認知症が大きく影響していることが伺えます。認知症サポーター養成講座は開催され、受講者も増加している一方で、受講地区や受講者に偏りが見受けられます。また、1 回の受講だけでは理解が難しく、受講者がサポーターとして地域で実践するには不十分だと考えます。

さらに、認知症の早期発見につながる検査等の機会が少なく、介護予防教室や

地区サロンなどが実施されていますが、共通のプログラムは無く、これまでどのように検証をされてきたか明確ではありません。現状として認知症に対する正しい知識と、支え合いの意識の醸成はまだまだ進んでいないと考えます。

4. 先進自治体の取組

鳥取県琴浦町では、認知症の普及啓発と早期発見のために、65歳以上で介護未認定の方を対象に「ひらめきはつらつ教室」（講演、介護予防体操、タッチパネル式コンピューターを用いた 1 次^{※1}スクリーニング法「物忘れ相談プログラム」）を実施し、結果によっては 2 次検査（^{※2}TDAS 検査）を行い、必要に応じて医師の診断を仰ぐ仕組みが構築されています。

また、TDAS 検査の結果により、介護予防教室「はればれ」（TDAS 検査で 7～13 点の人を対象に毎週 1 回）と「いきがい」（TDAS 検査で 6 点以下の人を対象に 2 週に 1 回）では、認知症予防・転倒予防、閉じこもり予防が必要な人対象に、血圧測定、健康チェック、健康体操、レクリエーション、頭の体操、口腔体操などを継続して実施することにより介護認定率や介護保険料の低減に寄与しています。

このような取組が進められたのは、関係者の熱意と住民の認知症に対する理解と支え合いの意識が高まったことによる成果だと考えます。

5. 提言事項

(1) 認知症の理解と普及啓発・早期発見

認知症の早期発見のために「ひらめきはつらつ教室」のような場を提供し、そこから改善や予防に発展させる仕組みづくりが必要です。このような教室は、^{※3}フレイル予防・^{※4}ロコモティブシンドローム予防など、運動機能・栄養・社会参加の 3 本柱を中心とした介護予防をしっかりと進めるためにも、効果的な場の提供であると考えます。

また、タッチパネル・TDAS 検査や保健師等の専門職による問診に加え、家族や近隣住民の気付きにつなげるため、幅広い地域で認知症サポーター養成講座やセミナーなどを開催して、多くの市民に認知症に対する正しい知識・理解を深める機会を提供することが求められています。また、若年性の認知症も増加していることから、幼少期から中年期の市民に対しても啓発を行うために、全学校や企業でサポーター養成講座を実施し、地域にも積極的に開催の呼びかけを行うことが重要だと考えます。併せて認知症の手引きの配布やケーブルテレビでの啓発を行うなど、早期発見と普及啓発の取組を提案いたします。

- ① ふくっぴーサロンや高齢者サロンなどの集いの場を活用し、**早期発見・治療につなげるために**タッチパネル式の認知症簡易検査（無料アプリ等の活用含め）を導入し、早期発見・治療につなげる。**また、検査の結果に応じて開催回数を増やすなどの**対策を行い、栄養指導や口腔指導、**頭の体操**や軽運動を

実施する。

- ② 認知症サポーター養成講座を全市で開催し、各種団体や企業・学校などでの開催を積極的に要請する。また、量的に養成するだけでなく、活動の任意性を担保しながら、認知症サポーターが様々な場面で活躍できるよう、養成講座の修了者が復習も兼ねて学習する機会を設け、**地域で実践できる体制づくりを行う。**
- ③ 認知症の症状や対応方法を分かり易く解説した手引きの配布や、ケーブルテレビを活用した啓発を行う。

(2) 相談・見守り体制の整備

地域包括支援センターの相談窓口は設置されていますが、周知が十分とは言えません。窓口の周知と相談ホットラインのような、本人や家族が気軽に相談できる体制の整備と、ホームページ上で認知症の相談機関の情報や予防法が手軽に分かるサイトの立ち上げも必要だと考えます。また、すでに行われていますが、家族だけでなく近隣住民からの情報提供によって、保健師・看護師が自宅を訪問し、認知症の早期発見につながるケースもあることから、今ある支援の周知の強化も併せて提案いたします。

- ① ホームページや各種媒体を活用した、相談窓口の周知と体制の整備と、予防法や対応の仕方が分かるサイトの立ち上げ。
- ② 認知症初期支援チームの体制強化や、すこやか員、保健委員、福祉委員、食生活改善推進員など、既存団体の役割の明確化。
- ③ 認知症カフェなど悩みや経験を共有し、気軽に相談できる場の提供や、設置に対する支援を行う。

※1 スクリーニング法 : 早期発見・早期治療につなげるための検査

※2 T D A S 検査 : タッチパネル式コンピューターを用いる方法で、専門職の臨床心理士が不在でも検査が可能。所要時間は 10 分から 20 分程度で、15 点満点中 6 点以下は正常範囲、7 点から 13 点だと M C I (軽度認知症)、14 点以上だと認知症の疑いがある。

※3 フレイル : 加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねることで生じやすい衰え全般を指す。

※4 ロコモティブシンドローム : 骨、関節、筋肉などの「運動器」に障害(運動器症候群)が起こり、立ったり歩いたりしづらくなった状態。

第1号被保険者に占める要介護認定率 全国市区(広域含)ランキング

(出典:厚生労働省HP)

平成29年12月末

高い順

	都道府県名	保 険 者 名	要介護認定率 (平成29年12月末)
1	北海道	夕張市	26.0%
2	京都府	宮津市	25.0%
3	広島県	三次市	24.9%
4	大阪府	大阪市	24.6%
5	岡山県	高梁市	24.3%
6	北海道	小樽市	24.0%
7	北海道	三笠市	23.9%
8	島根県	浜田地区広域行政組合	23.7%
8	広島県	安芸高田市	23.7%
10	和歌山県	田辺市	23.6%
11	和歌山県	紀の川市	23.4%
11	和歌山県	御坊市	23.4%
13	和歌山県	和歌山市	23.3%
14	広島県	庄原市	23.0%
15	新潟県	佐渡市	22.8%
16	三重県	紀南介護保険広域連合	22.7%
16	長崎県	長崎市	22.7%
16	長崎県	島原地域広域市町村圏組合	22.7%
16	愛媛県	四国中央市	22.7%
20	秋田県	男鹿市	22.6%
20	鹿児島県	南さつま市	22.6%

(参照)

鳥取県	琴浦町	16.6%
-----	-----	-------

低い順

	都道府県名	保 険 者 名	要介護認定率 (平成29年12月末)
1	山梨県	中央市	10.6%
2	愛知県	みよし市	11.3%
3	埼玉県	鶴ヶ島市	11.4%
4	茨城県	牛久市	11.5%
4	山梨県	北杜市	11.5%
6	茨城県	守谷市	11.6%
7	愛知県	小牧市	11.7%
8	埼玉県	吉川市	11.8%
9	茨城県	龍ヶ崎市	11.9%
10	茨城県	鹿嶋市	12.1%
10	千葉県	白井市	12.1%
12	静岡県	御前崎市	12.3%
12	埼玉県	日高市	12.3%
14	静岡県	島田市	12.4%
14	千葉県	四街道市	12.4%
14	静岡県	湖西市	12.4%
17	埼玉県	坂戸市	12.5%
18	千葉県	八街市	12.5%
19	長野県	宮田村	12.5%
20	福岡県	古賀市	12.6%
20	愛知県	知立市	12.6%
20	茨城県	取手市	12.6%
20	茨城県	結城市	12.6%
20	埼玉県	狭山市	12.6%

介護保険料 全国市区(広域含)ランキング

(出典:厚生労働省HP)
平成29年12月末

高い順

(単位:円・%)

	都道府県名	保険者名	第6期保険料 基準額(月額)	第7期保険料 基準額(月額)	保険料基準額 の伸び率	要介護認定率
1	大阪府	大阪市	6,758	7,927	17.3%	24.6%
2	愛媛県	東温市	6,957	7,278	4.6%	21.5%
3	秋田県	男鹿市	6,645	7,157	7.7%	22.6%
4	沖縄県	宮古島市	6,940	7,150	3.0%	21.2%
5	愛媛県	四国中央市	6,840	7,100	3.8%	22.7%
6	沖縄県	那覇市	6,150	7,055	14.7%	18.7%
7	兵庫県	養父市	6,610	7,000	5.9%	21.1%
8	京都府	宮津市	6,217	6,980	12.3%	25.0%
8	島根県	浜田地区広域行政組合	6,560	6,980	6.4%	23.7%
10	三重県	鳥羽市	6,400	6,950	8.6%	20.3%
11	沖縄県	沖縄県介護保険広域連合	6,292	6,915	9.9%	18.3%
12	新潟県	妙高市	5,950	6,900	16.0%	20.9%
13	香川県	東かがわ市	5,500	6,880	25.1%	19.1%
14	沖縄県	うるま市	6,370	6,857	7.6%	19.3%
15	沖縄県	糸満市	6,540	6,830	4.4%	18.7%
16	和歌山県	新宮市	6,440	6,820	5.9%	22.0%
17	秋田県	能代市	5,775	6,800	17.7%	20.9%
17	秋田県	潟上市	6,500	6,800	4.6%	17.9%
17	宮城県	登米市	5,988	6,800	13.6%	21.2%
17	長崎県	長崎市	6,083	6,800	11.8%	22.7%

(参照)

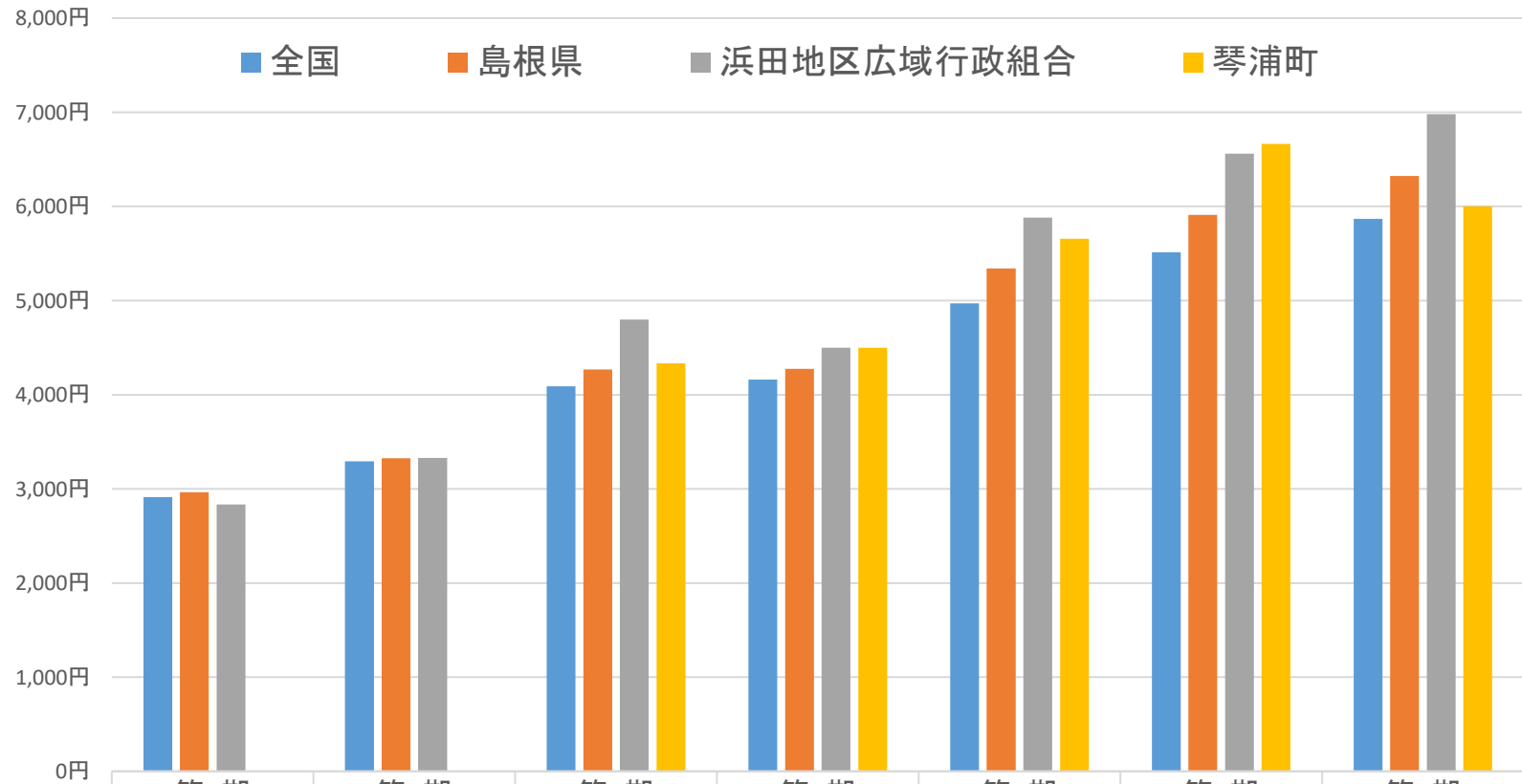
鳥取県	琴浦町	6,666	6,000	-10.0%	16.6%
-----	-----	-------	-------	--------	-------

低い順

(単位:円・%)

	都道府県名	保険者名	第6期保険料 基準額(月額)	第7期保険料 基準額(月額)	保険料基準額 の伸び率	要介護認定率
1	愛知県	みよし市	4,040	4,040	0.0%	11.3%
2	北海道	登別市	3,700	4,300	16.2%	17.5%
2	北海道	根室市	4,100	4,300	4.9%	17.5%
2	茨城県	守谷市	4,508	4,300	-4.6%	11.6%
2	山梨県	北杜市	4,000	4,300	7.5%	11.5%
6	愛知県	小牧市	4,163	4,309	3.5%	11.7%
7	北海道	室蘭市	4,253	4,500	5.8%	16.7%
7	埼玉県	桶川市	4,400	4,500	2.3%	14.0%
7	千葉県	佐倉市	4,700	4,500	-4.3%	12.9%
7	埼玉県	鶴ヶ島市	4,300	4,500	4.7%	11.4%
11	埼玉県	北本市	4,048	4,501	11.2%	13.3%
12	埼玉県	幸手市	4,700	4,509	-4.1%	12.7%
13	奈良県	橿原市	4,778	4,522	-5.4%	15.7%
14	静岡県	三島市	4,261	4,588	7.7%	13.2%
15	埼玉県	和光市	4,228	4,598	8.8%	9.4%
16	北海道	砂川市	4,600	4,600	0.0%	18.5%
16	北海道	深川市	4,600	4,600	0.0%	18.5%
16	千葉県	白井市	4,600	4,600	0.0%	12.1%
16	岐阜県	下呂市	4,850	4,600	-5.2%	16.0%
16	埼玉県	坂戸市	4,600	4,600	0.0%	12.5%

介護保険料額の推移



■ 全国	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円
■ 島根県	2,963円	3,327円	4,267円	4,274円	5,343円	5,912円	6,324円
■ 浜田地区広域行政組合	2,834円	3,330円	4,800円	4,500円	5,880円	6,560円	6,980円
■ 琴浦町			4,334円	4,500円	5,658円	6,666円	6,000円

浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例(案)

私たち（または、本市）は、認知症への取組の実践を通して、市民が誰一人として取り残されることがないまちづくりを推進するために、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、認知症の人にやさしいまちづくりの理念を定め、市、認知症の人、市民、事業者及び関係機関の責任と役割を明らかにすることによって、認知症に関する施策と取組を総合的に推進し、誰でもが生き生きと活躍でき、希望を持って安心して暮らし続けることができるまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。
- (2) 認知症の人 認知症の診断を受けた人及び診断は受けていないが認知症に類する変化を自ら感じ、周囲の人が当該変化を感じられる人をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は滞在する者（通勤又は通学をする者を含む。）をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関 認知症の人の支援に携わる医療、介護、福祉等の機関をいう。
- (6) 認知症サポーター 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族を見守り、支援する者をいう。
- (7) 生活習慣病 食生活、運動、喫煙、ストレスなど生活習慣が深く関与し、脳血管疾患、心疾患の発症の原因となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症の疾患の総称をいう。

（基本理念）

第3条 認知症の人にやさしいまちづくりは、市、市民、事業者、関係機関は、次に掲げる基本理念に基づき、認知症の人が暮らしやすいやさしいまちづくりを推進するものとする。

- (1) 認知症に関する正しい知識と理解に基づき、認知症の人とその家族のよりよい生活を実現するために必要な支援が受けられるよう、地域全体で支えること。
- (2) 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、希望と尊厳をもって、安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指すこと。
- (3) 市、認知症の人、市民、事業者及び関係機関がそれぞれの責任と役割を認識し、相互に連携すること。

(市の責任)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民、事業者、関係機関と連携し、生活や介護における課題を調査分析し、認知症の人が希望をもって自分らしく暮らし続けることができるまちづくりのための施策を、総合的に実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターを拠点とした必要な組織体制の整備を図るとともに、絶えず施策の実施状況と効果を検証し、内容を見直すものとする。

(認知症の人の役割)

第5条 認知症の人は、暮らしやすいまちをつくるために、自らの希望や思いを家族や身近な人、市、関係機関に発信するものとする。

- 2 認知症の人は、地域の一員として、自らの意思により社会参画するものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、認知症に関する正しい知識を得てその理解を深め、介護予防、見守りなど市民相互の支え合いの活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、認知症の人が様々な領域で社会参画できるよう配慮するものとする。
- 3 市民は、日常生活において、自ら認知症の予防に努めるとともに、認知症になったとしても自分らしくより良い暮らしができるための備えとして、関係機関が実施する認知症に関する取組に参加するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、認知症の人が安心して自らの意思によって働くことができるよう、その人の特性に応じた配慮に努めるものとする。

2 事業者は、認知症とともに暮らしていくことに関する知識や対応力を深めるため、従業員に必要な教育を実施するよう努めるものとする。

3 事業者は、市民、関係機関、市が実施する認知症に関する取組に協力するよう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第8条 関係機関は、早期から認知症の人の変化に気づき、認知症の人が安心して暮らすことができるように当該機関が連携し、協働して必要な支援を行うよう努めるものとする。

（人材の育成と正しい知識の普及）

第9条 市は、関係機関と連携し、認知症に関する専門知識を有する人材の育成と確保に努めるものとする。

2 市は、認知症に関する正しい知識を普及するため、認知症サポーターの養成を積極的に推進するとともに、研修会の開催、広報媒体の活用など必要な施策を実施するものとする。

（認知症予防施策）

第10条 市は、認知症の予防に有効とされる活動を行うための環境整備、認知機能検査の実施など認知症の予防に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、認知症の発症や進行には生活習慣病が深く関わっていることに鑑み、必要に応じて、生活習慣病の予防に関する指導と助言を行うものとする。

3 市は、認知症予防に関する取組を実施する地域組織に対し、必要な支援を行うものとする。

（認知症の人とその家族への支援施策）

第11条 市は、認知症の人とその家族が相談や交流ができる環境の整備を図るとともに、地域における活動に対し支援するものとする。

2 市は、認知症の進行に応じた適切な支援を早期に実施するため、関係機関との情報の共有を図り、連携体制を整備するものとする。

3 市は、行方不明となる恐れのある認知症の人を早期に発見保護するため、市民、事業者、民生委員などと連携した見守り体制を図るものとする。

4 市は、認知症と診断された人による事故について、本人とその家族に対し、必要な支援を行うものとする。

（議会への報告）

第12条 市長は、毎年度、認知症の人にやさしいまちづくりに関する施策の

実施状況を議会に報告するものとする。

(その他)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

提案者

福祉環境委員会

澁谷幹雄